

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成28年10月21日
【会社名】	札幌テレビ放送株式会社
【英訳名】	The Sapporo Television Broadcasting Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 根岸 豊明
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北1条西8丁目1番地1
【電話番号】	011(241)1181
【事務連絡者氏名】	総務局総務部長 菅原 浩昭
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北1条西8丁目1番地1
【電話番号】	011(241)1181
【事務連絡者氏名】	総務局総務部長 菅原 浩昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 639,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	札幌テレビ放送株式会社東京支社 (東京都中央区銀座5丁目15番8号時事通信ビル13階)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	278株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株制度は採用していません。

- (注) 1. 平成28年10月21日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるもので（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘です。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	278株	639,400,000	
一般募集			
計（総発行株式）	278株	639,400,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分に係るもので、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,300,000			平成28年11月30日		平成28年11月30日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行い、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の1株の払込金額です。
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分に係るもので、払込金額は資本組入れされません。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式に係る株式総数引受契約が締結されない場合は、当該株式に係る割当ては行われません。
5. 申込みの方法及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式に係る株式総数引受契約を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
札幌テレビ放送株式会社総務局総務部	札幌市中央区北1条西8丁目1番地1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 札幌支店	札幌市中央区北1条西4丁目2番地2

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
639,400,000	2,500,000	636,900,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分に係る手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料及びその他諸費用です。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額636,900,000円については、平成29年3月期に予定しておりますヘリコプターの機体更新（約350,000,000円）並びに平成30年3月期に予定しております衛星中継車の更新（約250,000,000円）、番組編集システムの更新（約30,000,000円）及び動画配信事業に向けた調査研究（約6,900,000円）等、当社の新規事業や設備投資の資金として活用する予定です。なお、実際の支出までは、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

日本テレビ放送網株式会社（以下「日本テレビ」といいます。）

割当予定先の概要	名称	日本テレビ放送網株式会社	
	本店の所在地	東京都港区東新橋1丁目6番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長執行役員 大久保 好男	
	資本金	6,000,000,000円	
	事業の内容	放送事業	
	主たる出資者及びその出資比率	日本テレビホールディングス(株) 100%	
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株 なお、当社は、日本テレビの完全親会社である日本テレビホールディングス(株)の株式1,059,760株を保有しています。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	744株
	人的関係	当社の社外取締役である大久保好男が日本テレビの代表取締役社長執行役員です。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	日本テレビ系列のキー局として取引関係があります。	

株式会社読売新聞東京本社(以下「読売新聞東京本社」といいます。)

割当予定先の概要	名称	株式会社読売新聞東京本社	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町1丁目7番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 山口 寿一	
	資本金	1,000,000,000円	
	事業の内容	日刊新聞発行業	
	主たる出資者及びその出資比率	(株)読売新聞グループ本社 100%	
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	296株
	人的関係	当社の社外取締役である白石興二郎が読売新聞東京本社の代表取締役会長です。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

読売テレビ放送株式会社(以下「読売テレビ」といいます。)

割当予定先の概要	名称	読売テレビ放送株式会社	
	本店の所在地	大阪市中央区城見2丁目2番33号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伝川 幹	
	資本金	650,000,000円	
	事業の内容	放送事業	
	主たる出資者及びその出資比率	日本テレビ 15.8%、(株)読売新聞グループ本社 12.2%、野村土地建物(株) 7.9%、読売ゴルフ(株) 6.2%	
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	120株
	人的関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	日本テレビ系列の局間番組販売の取引があります。		

中京テレビ放送株式会社(以下「中京テレビ」といいます。)

割当予定先の概要	名称	中京テレビ放送株式会社	
	本店の所在地	名古屋市昭和区高峯町154番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 小松 伸生	
	資本金	1,056,000,000円	
	事業の内容	放送事業	
	主たる出資者及びその出資比率	日本テレビ 10.0%、T I S(株) 9.9%、名古屋鉄道(株) 9.3%	
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	14,000株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	96株
	人的関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	日本テレビ系列の局間番組販売の取引があります。	

株式会社福岡放送(以下「福岡放送」といいます。)

割当予定先の概要	名称	株式会社福岡放送	
	本店の所在地	福岡市中央区清川2丁目22番8号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 足立 久男	
	資本金	300,000,000円	
	事業の内容	放送事業	
	主たる出資者及びその出資比率	読売新聞東京本社 19.9%、九州電力(株) 19.6%、日本テレビ 16.9%、(株)西日本新聞社 7.0%	
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	94株
	人的関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	日本テレビ系列の局間番組販売の取引があります。	

b 割当予定先の選定理由

当社は、割当予定先である日本テレビのネットワークに加盟しており、そのネットワークにおける北の基幹局です。当社は、この基幹局としての責任を果たしていくため、経営基盤の強化を図る必要があります。そこで、当社同様、このネットワークに加盟しており、当社の経営に理解があり、既存株主でもあります、日本テレビ、読売テレビ、中京テレビ及び福岡放送を割当予定先として選定しました。

また、割当予定先である読売新聞東京本社は、同じく割当予定先である日本テレビの持株会社である日本テレビホールディングス株式会社の大株主です。読売新聞東京本社も、当社の経営に理解があり、既存株主でもあります。そこで、当社は、読売新聞東京本社を割当予定先として選定しました。

c 割り当てようとする株式の数

日本テレビ	153株
読売新聞東京本社	61株
読売テレビ	25株
中京テレビ	20株
福岡放送	19株

d 株券等の保有方針

当社は、日本テレビ、読売新聞東京本社、読売テレビ、中京テレビ及び福岡放送の各割当予定先から、当社経営基盤の強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

e 払込みに要する資金等の状況

日本テレビ

当社は、日本テレビの払込みに要する財産の存在について、官報掲載の最終事業年度に係る決算公告により、処分予定株式の払込みに必要かつ十分な流動資産を有していることを確認しており、同社による払込みに関して確実性があるものと判断しております。

読売新聞東京本社

当社は、読売新聞東京本社の払込みに要する財産の存在について、同社から提供された最終事業年度に係る計算書類により、処分予定株式の払込みに必要かつ十分な流動資産現金及び預金を有していることを確認しており、同社による払込みに関して確実性があるものと判断しております。

読売テレビ

当社は、読売テレビの払込みに要する財産の存在について、同社から提供された同社の平成28年3月期決算短信により、処分予定株式の払込みに必要かつ十分な流動資産現金及び預金を有していることを確認しており、同社による払込みに関して確実性があるものと判断しております。

中京テレビ

当社は、中京テレビの払込みに要する財産の存在について、官報掲載の最終事業年度に係る決算公告により、処分予定株式の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、同社による払込みに関して確実性があるものと判断しております。

福岡放送

当社は、福岡放送の払込みに要する財産の存在について、日刊新聞掲載の最終事業年度に係る決算公告等により、処分予定株式の払込みに必要かつ十分な流動資産現金及び預金を有していることを確認しており、同社による払込みに関して確実性があるものと判断しております。

f 割当予定先の実態

当社は、日本テレビ、読売新聞東京本社、読売テレビ、中京テレビ及び福岡放送の各割当予定先がいずれも上場会社のグループ会社であること、一般社団法人日本民間放送連盟（以下「民放連」といいます。）が平成23年10月に「反社会的勢力に対する基本姿勢」を公表しているところ、民放連の加盟社である日本テレビ、読売テレビ、中京テレビ及び福岡放送がいずれも、民放連の「反社会的勢力に対する基本姿勢」の遵守を宣言していること、読売新聞東京本社が反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たないことを業務の適正を確保するための体制として構築することをその取締役会において決議していることから、いずれの割当予定先、その役員及びその主要株主が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないものと認識しています。

2【株券等の譲渡制限】

本株式の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされています。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本株式の発行価格の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である監査法人アイリス（代表社員：公認会計士藤井治彦、住所：札幌市中央区北2条西9丁目4番地インファス2F）に本株式の株価算定を依頼しました。

監査法人アイリスは、当社について、非上場会社であり、市場株価法は適用できないものの、当社と類似する事業リスク・財務リスクを負担するような企業が存在するとして、類似会社比準法による算定を行いました。

当該算定において、監査法人アイリスは、平成28年3月31日を株式価値算定基準日としていますが、類似企業として選定された企業の過去1年分の株価平均を算定基礎の一要因として採用しつつ、昨今株式市場の価値が大幅に下落傾向にあることを考慮し、直近の平成28年3月31日時点における特定日の株価を考慮した場合と過去1年分の株価平均を考慮した場合とで評価のレンジとしています。

また、当社は、(a)本株式の発行価格がかかる算定結果のレンジの範囲内であること、(b)当社の取締役である白石興二郎氏は割当予定先である読売新聞東京本社の代表取締役会長、大久保好男氏は割当予定先である日本テレビの代表取締役社長執行役員、当社の監査役である久保伸太郎氏は割当予定先である読売新聞東京本社の相談役及び割当予定先である日本テレビ放送の顧問をそれぞれ兼務しているところ、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本自己株式処分に関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において、日本テレビ及び読売新聞東京本社との協議及び交渉には参加していないなど、利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること、(c)当社の取締役12名中、取締役である白石興二郎氏及び大久保好男氏を除く全ての取締役（10名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されたこと等から、本株式の発行価格は、特に有利な発行価格には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本株式278株について、自己株式の処分であり、当社発行済株式総数は増加しませんので、これによる希薄化はありません。一方、本株式に係る議決権（278個）について、平成28年3月31日現在の総株主の議決権数2,722個を分母とする希薄化率は10.21%に相当します。そのため、本自己株式分により、当社の既存株主の皆さまの議決権に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本自己株式処分により、当社の新規事業や設備投資の資金として活用する予定であり、当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆さまの利益に貢献できるものと考えております。

したがって、本自己株式処分による当社の既存株主の皆さまの議決権の希薄化の規模は、既存株主の皆さまに過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本テレビ放送網(株)	東京都港区東新橋1丁目6番1号	744	27.33%	897	29.90%
(株)読売新聞東京本社	東京都千代田区大手町1丁目7番1号	296	10.87%	357	11.90%
公益財団法人日本テレビ小鳩文化事業団	東京都千代田区四番町7番6号	219	8.05%	219	7.30%
北海道電力(株)	札幌市中央区大通東1丁目2番地	190	6.98%	190	6.33%
讀賣テレビ放送(株)	大阪市中央区城見2丁目2番33号	120	4.41%	145	4.83%
(株)北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	136	5.00%	136	4.53%
(株)北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	136	5.00%	136	4.53%
第一生命(株)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	120	4.41%	120	4.00%
中京テレビ放送(株)	名古屋市昭和区高峯町154番地	96	3.53%	116	3.87%
(株)福岡放送	福岡市中央区清川2丁目22番8号	94	3.45%	113	3.77%
計		2,151	79.02%	2,429	80.97%

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準としています。

2. 所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、所有株式数を、平成28年3月31日現在の総議決権数(2,722個)で除した数値です。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数を、平成28年3月31日現在の総議決権数(2,722個)に本自己株式処分により増加する議決権数(278個)を加えた数(3,000個)で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．有価証券報告書の重要な変更について

該当事項はありません。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第75期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年10月21日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しています。

〔平成28年7月15日提出臨時報告書〕

1．提出事由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 株式会社読売新聞東京本社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

株式会社読売新聞東京本社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	1,480個	9.92%
異動後	296個	10.71%

(注) 1．異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数14,925個を基準として算出しております。

2．異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数（14,925個）に、株式併合により減少した議決権の数（12,160個）を控除した2,765個を基準として算出しております。

3．総株主等の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成25年10月1日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 750,000千円

発行済株式総数 普通株式 3,000株

3．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第75期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年10月21日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

4．最近の業績の概要について

第76期中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）における売上高の見込みは以下のとおりです。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

会計期間	第76期中間連結会計期間 （自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）
売上高（百万円）	7,518

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査は終了しておりません。

5．自己株式の取得状況等

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第75期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月24日 北海道財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

札幌テレビ放送株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山下 和俊 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田辺 拓央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている札幌テレビ放送株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、札幌テレビ放送株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

札幌テレビ放送株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下 和俊	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田辺 拓央	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている札幌テレビ放送株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、札幌テレビ放送株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。